

地域再生計画認定申請書

平成 17 年 9 月 2 8 日

内閣総理大臣 殿

大村市長 松 本 崇

地域再生法第 5 条第 1 項の規定に基づき、地域再生計画について認定を申請します。

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

「次世代につなげる海づくり・大村湾」再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

大村市

3. 地域再生計画の区域

大村市の全域

4. 地域再生計画の目標

大村市は、長崎県本土のほぼ中央部に位置し、人口88,835人（平成16年度末現在）、面積126.33km²で、世界初の本格的な海上空港である長崎空港や九州横断自動車道大村インターチェンジがあるほか、将来的には、九州新幹線長崎ルートの新大村駅（仮称）が建設予定であるなど高速交通体系の整備が進み、長崎県における交通の要衝として県央地域の中核的都市となっている。

また、あたかも湖のように波静かで優雅なその景観により、古くから“琴の海”と呼ばれている大村湾や経ヶ岳、五家原岳などの山々が長い裾野を引く多良山系は豊かな山林を形成しており、憩いと潤いを与えてくれる身近な自然として市民に親しまれている。

このような地理的・自然的特性や充実した交通体系を背景に、高度な先端技術を持った民間企業や県の研究機関が立地しており、物流・産業・研究機能としての産業基盤の拡充が進んでいる。また、県下の多くの市町村が少子高齢化の進行により人口が減少する中で、大村市の人口は増加を続けている。

他方で市内のこうした人口増加と開発の進展に伴い、大村湾は「閉鎖性水域」という特性から生活排水などにより公共用水域の水質汚濁が進んでいる。また、河川から流入する土砂の堆積等により底質の悪化も進んでおり、漁獲量の低迷が続いている。

こうした状況に対応するために、大村市では公共用水域の水質浄化と快適な住環

境整備を目的として、昭和56年に公共下水道の供用開始したほか、周辺部での農業集落排水事業は平成6年度から随時供用を開始し、現在の7か所の供用開始をもって農業集落排水事業は完了している。また、浄化槽設置整備事業（個人設置型）の整備を進めた結果、平成17年3月末現在、汚水処理人口普及率は95%と、全国平均値79%、長崎県平均値67%の中では、突出した普及率となっている。

このように、市街地を中心に整備が進む一方、周辺地域においては汚水処理施設整備の遅れが目立ち、一般家庭の生活排水は側溝へ流しているため、未整備地域の生活雑排水が下流域に流入し、下流域の公共用水域の水質に大きな影響を及ぼし、大村湾の水質汚濁の一因となっている。

すでに述べたように、この問題は市内の自然環境、ひいては生活環境に直接的に影響するばかりでなく、地元水産業に深刻な影響を及ぼすことから、大村市としては、その解決を重視している。

貴重な財産である豊かで恵まれた自然を次世代に残し、地域水産業の安定化を図るためにも、整備が遅れている地域について汚水処理施設整備交付金を活用し整備を進め、市民の居住環境の向上に努め、生活基盤の確立と、生活環境の充実を図り、定住人口及び汚水処理人口普及率の増加を目指す。

こうした取組みと合わせて、市民や企業の参加による河川及び大村湾沿岸の清掃や、「リバーウォッチング」、「大村湾ウォッチング」、「やさしい環境講座」等の環境学習を継続して実施し、市民が水とふれあう場として、また自然学習の場として大村湾を活用し、住み良いまちづくりを目指す。

（目標1）汚水処理施設の整備の促進

（汚水処理人口普及率を95%から97%へ向上）

（目標2）定住人口を増加

（88,800人から91,200人に増加）

（目標3）環境教育・学習の向上

（環境教育・学習参加者 500人から700人に向上）

5 . 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

汚水処理施設の整備が遅れている地域住民の居住環境の改善と、河川や大村湾などの公共用水域の水質改善を実現するために、公共下水道、浄化槽を整備し生活環境の向上を目指す。

公共下水道事業については、昭和49年度に下水道法に定める事業計画の認可を取得し、昭和56年度に一部供用を開始している。現在は、全体計画 2,506ha (95,400人)のうち 2,476ha (83,700人)について事業認可を受けており、平成32年度の全体計画完了を目指している。

浄化槽設置整備事業(個人設置型)については、公共下水道事業認可区域及び農業集落排水完了区域以外を事業区域として昭和62年度に事業着手し、平成12年度からは、高度処理型浄化槽の設置費用に対し、市独自の上乗せ補助を行い、年間40基程度を整備している。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

整備箇所等は、別添の整備箇所を示した図面による。

[事業主体]

いずれも大村市

[施設の種類]

公共下水道、浄化槽(個人設置型)

[事業区域]

- ・ 公共下水道 大村市 木場地区、松原地区
- ・ 浄化槽(個人設置型) 公共下水道事業認可区域及び農業集落排水完了区域以外の地区

[事業期間]

- ・ 公共下水道 平成17年度～20年度
- ・ 浄化槽(個人設置型) 平成17年度～21年度

[整備量]

・ 公共下水道事業

計画人口 2,600人

管渠 L=22,800m

管径 200 mm

・ 浄化槽（個人設置型）

計画人口 450人

基数 H17年度 5人槽：17基 7人槽：17基 8～10人槽：2基

H18年度 5人槽：17基 7人槽：17基 8～10人槽：2基

H19年度 5人槽：17基 7人槽：17基 8～10人槽：2基

H20年度 5人槽：17基 7人槽：17基 8～10人槽：2基

H21年度 5人槽：17基 7人槽：17基 8～10人槽：2基

[事業費]

・ 公共下水道	事業費	612,000 千円（うち、交付金 306,000 千円）
	単独事業費	1,014,000 千円
・ 浄化槽（個人設置型）	事業費	84,810 千円（うち、交付金 28,270 千円）
・ 合計	事業費	696,810 千円（うち、交付金 334,270 千円）
	単独事業費	1,014,000 千円

5 - 3 その他の事業

関連事業として、河川や大村湾の水質改善を実現のために、浄化槽設置後の市独自の維持管理費の補助や、市民・企業参加による大村湾沿岸清掃、環境配慮型の河川整備、水産資源増殖（カキ・ワカメや昆布の養殖、ナマコ等の放流）、漁場環境改善事業（海底清掃による底質改善、投石によるナマコ等の生息場所造成）、河川や大村湾の生物調査、環境講座等を行っている。

環境保全実践活動の推進（実施中）

大村湾沿岸清掃

沿岸市町および企業等で組織する「大村湾をきれいにする会」を中心に、水

質汚濁防止の普及推進のため大村湾沿岸清掃等を行う。

児童と市民による大村湾・河川の水生生物調査、環境学習の推進

イベントや環境講座、環境問題に対する知識の習得と意識啓発を図ることにより、水環境に対する関心を高め、水質浄化への取組みを次世代に引き継ぐ。

河川の整備事業（実施中）

よし川等の整備事業

生態系の再生回復などを視野に入れ、生態観察などの場を提供し、自然環境に配慮した工法を採用するなど、安全で快適な環境づくりを目的として、河川の整備事業を推進する。

大村湾漁場環境改善事業（実施中）

海底清掃事業、築いそ（投石）事業

土砂の堆積等により悪化した漁場環境回復のため、築いそ（投石）事業によるナマコ等の生息場所や、えさ場を造成する。また、海底清掃などを行い底質改善を図る。

水産資源増殖（実施中）

カキ・ワカメや昆布の養殖、ナマコ等の放流

水産物の養殖、放流による資源の増大を図り、生物の浄化能力を活用する。

6．計画期間

平成 17 年度～21 年度

7．目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後の平成 22 年度に、4 に示す目標について、目標 1 及び目標 2 については、住民基本台帳を基に普及人口及び定住人口を確認する。目標 3 については、年間の参加者数を集計し、大村市において計画の達成状況の事後評価を行い、今後の事業計画に反映させる。

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項
該当なし

(添付資料)

付録 1

- ・ 付 1 - 1 地域再生計画に含まれる行政区画を表示した図面
- ・ 付 1 - 2 方位、縮尺、目標となる地物及び地域再生計画の区域を表示した整備箇所図

付録 2

- ・ 付 2 - 1 地域再生計画工程表
- ・ 付 2 - 2 工程説明書

付録 3

- ・ 付 3 - 1 地域再生計画の全体像を示すイメージ図